

## 第2章 緑の現況

## 第2章 緑の現況

### 2 - 1 都市の概況

鎌ヶ谷市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から約 25 km、県都千葉市から 20 kmの距離にあります。

高度経済成長期に首都圏のベッドタウンとして民間の宅地開発が進み、急激に人口が増加しました。平成 13 年で市制後 30 年を迎え、現在では東武鉄道野田線、新京成電鉄線、北総・公団線の鉄道 3 路線を有し、通勤に便利な街として、102,681 人（平成 13 年 4 月 1 日現在）の人口を数えます。

古くから人が居住しており、2 万数千年前の旧石器時代から遺跡があります。中世には城も築造され、江戸時代には幕府直轄の「牧」（馬の放牧地で草原と山林）となり、現在でも県指定の小金中野牧の込跡や、野馬土手が残っています。また現在主要地方道市川印西線となっている木下街道は、江戸時代に利根川と江戸川の河岸を結んだ要路で、物資の運搬で栄えました。街道沿いには鉄道の駅名にもなっている鎌ヶ谷大仏が建てられています。

全国的には梨の産地として知られ、梨、野菜に代表される都市農業が発展し、産業の中心となっています。梨狩りやぶどう狩りなどが楽しめる観光農園も多く、夏から秋にかけて多くの人々が訪れ楽しんでます。

また緑の都市宣言を平成 3 年 10 月に行っており、この中で、全ての市民が力を合わせ「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」の実現を目指すこととしています。



## 2 - 2 緑の概況

### (1) みどりの分布と特性

鎌ヶ谷市は標高 20m から 30m の下総台地と、谷津と呼ばれる標高 5m から 10m の低地からなっており、その谷津に沿って斜面林が線状に分布しているのが特徴です。また野馬土手や小金中野牧の込跡、保存樹木、神社林などが、歴史をもつみどりとしてあげられます。

まとまった自然植生はみられず、樹林地のほとんどは人の手が加わったものです。現在では、北部地域の粟野地区と軽井沢地区や南部地域の中沢地区に比較的まとまった規模で残っています。

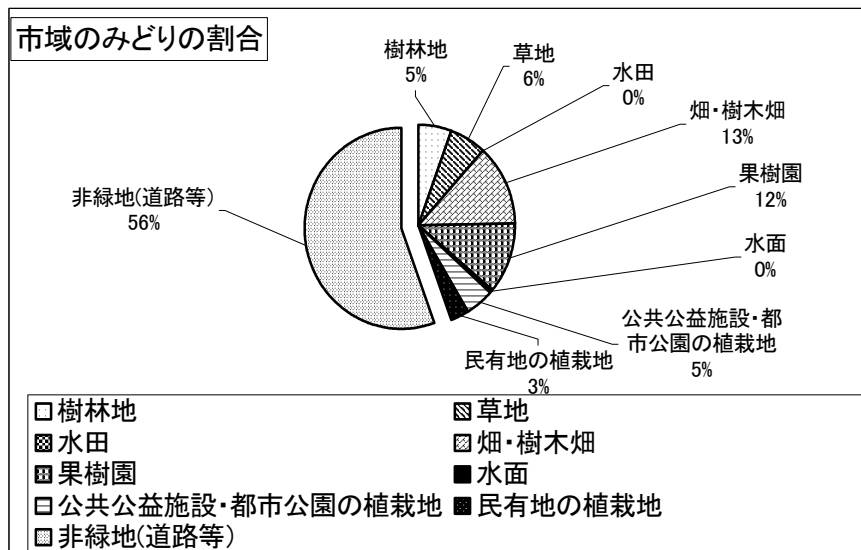
これらの自然環境は、市民にゆとりとやすらぎを与える貴重な資源であるとともに、みどり豊かな鎌ヶ谷市の環境を特徴づけるものとなっています。

台地裾では湧水がみられます。大きな河川はなく、市域中央部に分水嶺があり、数条の河川の水源となつています。

かつて谷津は谷津田と呼ばれる水田として利用されていたものの、現在では未耕作や埋め立てによって乾燥化、荒地化が進んでいます。

農地には水田はほとんどなく、農地面積の約 2 分の 1 を果樹園（主に梨畑）が占めています。

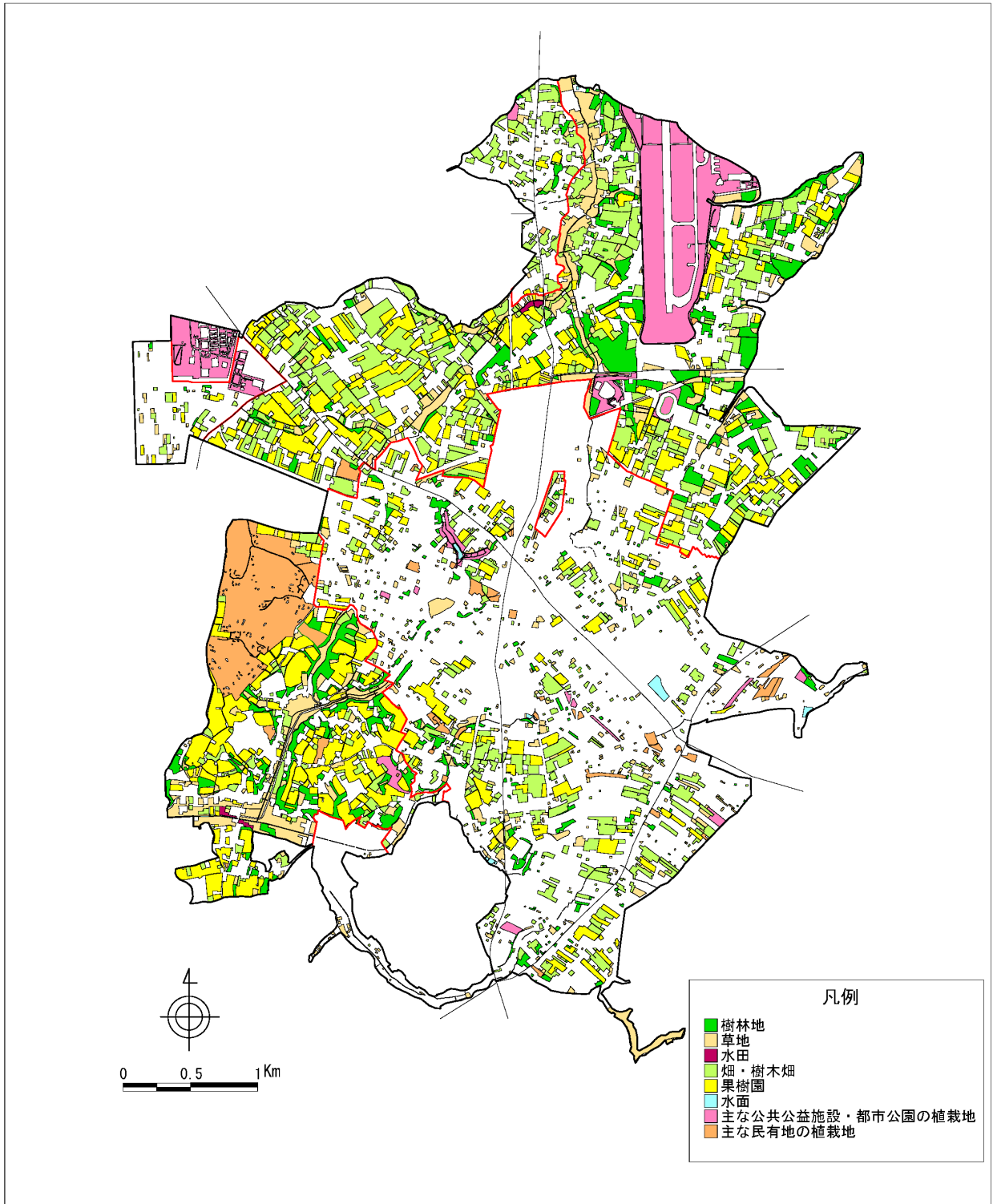
谷津の湿地では多くの動植物の種が確認され、動植物の貴重な生息地となっています。特に大柏川周辺の谷津は市内でも最大のものです。また谷津沿いの樹林地や点状の樹林地も多様な動植物の生息地となっており、豊かな自然環境を特徴づけるひとつの要素ともなっています。



注 1) 割合は、緑の現況図の図上計測及び市資料によるため、市統計書の地目別面積とは若干異なる。

注 2) 水田及び水面は、小面積であるため、端数処理の関係で 0% となっている。

緑の現況図



## (2) 緑地現況

### 1) 都市公園の整備状況

都市公園は多くが宅地開発にともなってできた公園です。市内には 138 箇所（約 18.4ha）の都市公園があるものの、1 箇所当たりの面積は小さく、街区公園の平均は約 0.06ha / 箇所となっています。これは街区公園の標準規模である 0.25ha の約 4 分の 1 に過ぎません。また都市公園全体からみても一人当たりの公園面積は約 1.8 m<sup>2</sup> / 人であり、大きく不足しています。

都市公園の整備状況		平成 13 年 4 月 1 日現在		
種別	箇所数	面積	一人当たり面積	1箇所当たり面積
街区公園	134箇所	7.9 ha	約 0.8m <sup>2</sup> /人	約 0.06 ha/箇所
近隣公園	1箇所	1.2 ha	約 0.1m <sup>2</sup> /人	約 1.20 ha/箇所
地区公園	2箇所	6.4 ha	約 0.6m <sup>2</sup> /人	約 3.20 ha/箇所
運動公園	1箇所	2.9 ha	約 0.3m <sup>2</sup> /人	約 2.90 ha/箇所
合計	138箇所	18.4 ha	約 1.8m <sup>2</sup> /人	約 0.13 ha/箇所

注) 公園の種類は 55 ページを参照のこと。

### 2) 都市公園以外の施設緑地の状況

都市公園以外の施設緑地は、公共施設緑地と民間施設緑地に分けられます。

公共施設緑地は、都市公園以外の公有地や、公的な管理のもとに緑地として利用されているものなど、都市公園法に基づく公園緑地と同様の機能を果たすものをいいます。主なものとして、児童遊園 19 箇所（約 2.3ha）や鎌ヶ谷市みどりの条例によるふれあいの森\*9 箇所（約 3.7ha）があります。また市が設置しているみんなのスポーツ広場や野球場、市民農園などがあわせて 13 箇所あり、その他に小中学校の校庭も地域に開放しています。

公有地の植栽地としては、自衛隊施設 2 箇所の敷地内の植栽が、まとまった規模の大きい緑地となっています。

民間施設緑地は、民間が設置・管理を行っている市民農園や一時開放広場、寺院神社の境内地、民有地の緑化空間などをいいます。市内には民間・地域管理の公園や広場、ゲートボール場などがあわせて 44 箇所あります。

民有地の植栽地としては、中沢地区のゴルフ場がまとまった規模の大きい緑地となっています。

ふれあいの森



みんなのスポーツ広場

市民農園





### 3) 地域制緑地等の状況

地域制緑地等は、法的な土地利用コントロールで確保される緑地をいいます。

生産緑地法に基づく生産緑地地区は175箇所(約82.3ha)を指定しています。森林法に基づく地域森林計画対象民有林は約113haが県により指定され、その多くは北部地域と南部地域にあります。その他大津川や大柏川の一級河川の区間は、河川法に基づく河川区域となっています。

その他、緑地協定\*を締結している地区が3箇所、県及び市の文化財となっているもののうち緑地として扱えるものが3箇所あります。また鎌ヶ谷市みどりの条例によって保存樹木17本、保全林19箇所(約6.1ha)を指定しています。



注 鎌ヶ谷市が所管する現況の諸数値は平成13年4月1日現在のものである。

### (3) 緑化活動の状況

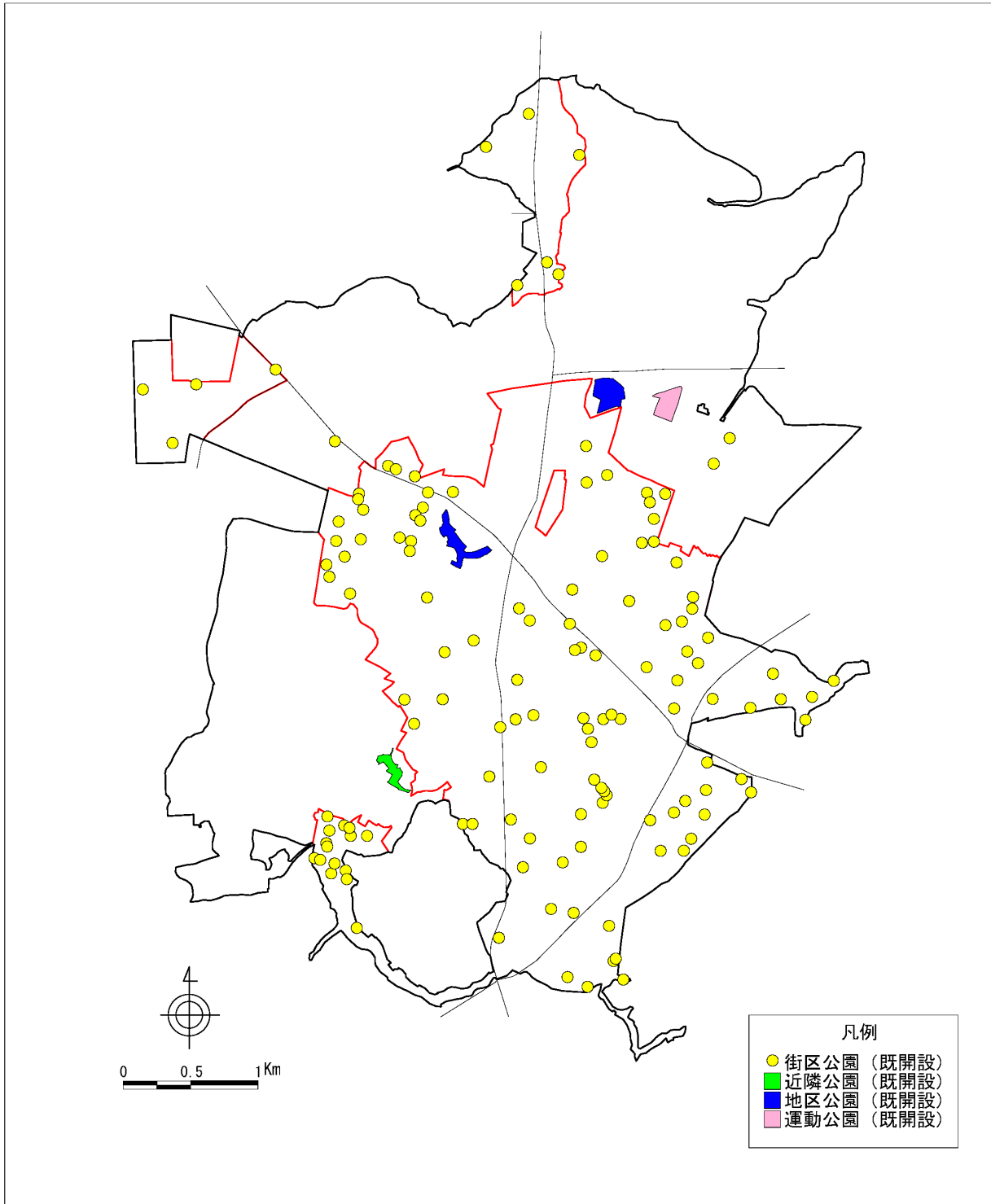
緑化や緑の維持管理には、市民や企業も参加・協力しています。

公園管理にあたっては『公園サポーター制度\*』を導入し、清掃や遊具の点検、利用者への指導、巡視などを市民が行っています。

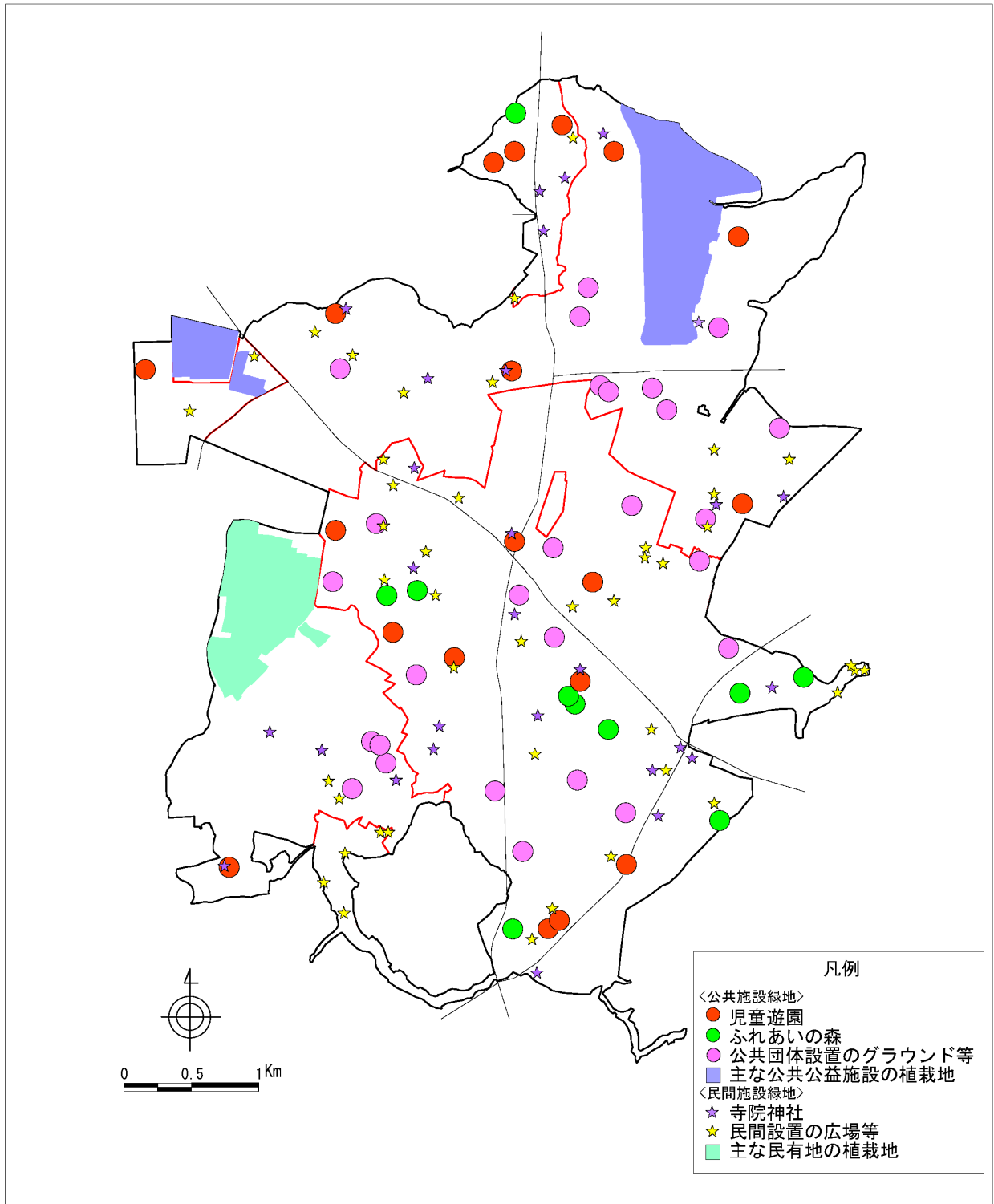
また民有地の樹林や樹木の一部をふれあいの森\*や保全林、保存樹木として指定し、所有者等の協力を得てその維持管理に努めているほか、一部の企業は市と緑地協定\*を結び、敷地内の緑化に努めています。

この他、自治会など地域の組織や有志の集まりによって、花壇づくりや街路樹の維持管理などを行っており、個人の住宅でも近年のガーデニングブームをうけて門や塀などが花で飾られている住宅がみられます。

都市公園位置図



施設緑地現況図





地域制緑地等現況図

